



2022年4月27日

各 位

会 社 名 I-PEX 株式会社
代表者名 代表取締役 土山 隆治
(コード番号 6640 東証プライム市場)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 財務総括部長 嶋崎 岳志
電 話 075-611-7155

中期業績連動型株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、中期業績連動型株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2022年5月20日
(2) 処分する株式の種類 及び株式数	当社普通株式 27,700株
(3) 処 分 価 額	1株につき 1,393円
(4) 処分価額の総額	38,586,100円
(5) 処分予定先	・取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。） 4名 11,600株 ・取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）（現在3名当社職員、1名死亡により相続人に対して処分） 4名 5,900株 ・執行役員 5名 7,800株 ・執行役員（退任者）（現在1名当社職員、1名退職者） 2名 2,400株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、中期業績連動型株式報酬（以下「本株式報酬」といいます。）として、当社の取締役（社外取締役を除く業務執行取締役）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し付与された金銭報酬債権を自己株式の処分により行うものであります。

当社は、取締役等の報酬と会社業績及び当社の株主価値との連動性をより明確化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年3月27日開催の第56期定時株主総会及び2022年3月29日開催の第59期定時株主総会において、本株式報酬は決議され導入されました。本株式報酬の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

本自己株式処分は、本株式報酬に基づき対象期間（2019年12月期から2021年12月期の3事業年度）における業績の達成度に応じ、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものであり、株式報酬として、処分予定先である当社の取締役（退任者、死亡退任者相続人を含む）、及び執行役員（退任者を含む）15名（以下「処分対象者」といいます。）に対し、処分対象者に付与された金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,393円）、当社の普通株式合計27,700株（以下「本処分株式」といいます。）を付与いたします。

なお、本自己株式処分により付与される本処分株式それ自体には譲渡制限その他の負担制限はありません。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本株式報酬に基づき処分対象者に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年4月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,393円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、処分対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上

【別紙】

中期業績連動型株式報酬について

(1) 本株式報酬の概要

2019年3月27日開催の第56期定時株主総会及び2022年3月29日開催の第59期定時株主総会の決議により、本株式報酬を導入しており、対象中期経営計画期間中の当社業績目標（連結営業利益、連結 ROE 等）を達成した場合に、当社普通株式（非金銭報酬）の交付と納税資金確保のための金銭を支給する制度で、数値目標達成率によって0%～200%の範囲で変動します。

取締役等に対し、各対象期間中の当社業績（連結）の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、各対象期間終了後に当該数値目標の達成率に応じた数の当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を、各対象期間分の報酬等として交付する報酬制度です。

なお、本株式報酬は、上記数値目標の達成率に応じて当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を交付するものであるため、本株式報酬導入時点では、取締役等に対してこれらを交付するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

(2) 本株式報酬の仕組み

本株式報酬の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、各対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において、本株式報酬において使用する数値目標（連結営業利益、連結 ROE 等）、業績連動係数、交付する当社普通株式の数及び金銭の額の算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ② 当社は、各対象期間終了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成率に応じ、取締役等に交付する当社普通株式の数及び金銭の額を決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された取締役等に交付する当社普通株式の数に応じて、取締役等に対し、当社取締役会決議に基づき、金銭報酬債権を支給し、取締役等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で支給することにより、当該数の当社普通株式の交付を受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。
- ④ 上記③の当社普通株式の交付に伴って、取締役等に納税費用が発生するため、当社は、取締役等に対し、納税資金確保のため、上記③の金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された金銭を支給します。

(3) 本株式報酬に基づき取締役等に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①、②の計算式に基づいて、取締役等に交付する当社普通株式の数、金銭の額を算定します。

① 取締役等に交付する当社普通株式の数

基準ユニット数（※1）×交付割合（※2）×50%

② 取締役等に支給する金銭の額

基準ユニット数（※1）×交付割合（※2）×50%×交付時株価（※3）

※1 当該取締役等の職位を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 連結営業利益、連結 ROE 等による各対象期間の数値目標達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

※3 各対象期間終了後における、本株式報酬に基づく当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値）

なお、取締役全員に対する上記(2)③の金銭報酬債権及び上記(2)④の金銭の額の総額は、各対象期間である3事業年度総額で、当社普通株式70,400株に交付時時価を乗じた額を上限とします。また、当社が取締役全員に対し上記(2)③に基づき交付する当社普通株式の総数は、各対象期間において35,200株を上限とします。

(4) 取締役等に対する当社普通株式の交付要件

本株式報酬において、各対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、取締役等に対し上記(3)記載の算定方法に従い当社普通株式の交付及び金銭の支給を行います。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社株式を支給する対象となる取締役等及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、各対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ① 各対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役等として在任したこと(※)
- ② 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

※ 取締役等が対象期間中に退任する場合においては、対象期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分したユニット数に応じた当社普通株式及び金銭を交付、支給します。また、対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任期間に応じて按分したユニット数に応じた当社普通株式及び金銭を交付、支給します。

(5) 株式の併合・分割等による調整

当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、取締役等全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び取締役等全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整するものとします。

また、当社は、執行役員に対しても、取締役(非業務執行取締役を除く。)に対するのと同様の業績連動型株式報酬制度を導入しております。

以 上